

## 混合粗大ごみ処理実証事業について

### 1 現状と課題

- (1) 現在、本市においては、令和3年2月に策定した第4次一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、今後の少子高齢化社会などの社会情勢及び令和14年度以降の鳥取県西部圏域におけるごみ処理の広域化などを見据え、家庭系ごみの収集体制等の見直し、分解が困難な混合粗大ごみ（以下、「混合粗大ごみ」という。）の特別収集、福祉制度等を利用する高齢者・障がい者のごみ収集方法の改善などにより、適正なごみ処理システムの構築を目指している。
- その中で、混合粗大ごみの特別収集については、市民アンケート（令和元年度実施）の結果からも、ごみを出すに当たり「分解や切断ができない」ため困っていると回答した人が最も多い35%であること、今後必要な市の取組みについては、「分解が困難なごみの特別収集」と回答した人が最も多く46%いることから、市民ニーズが高い現状にある。
- (2) 現在、混合粗大ごみを自分で可燃物と不燃物に分解することができずに困っている方に対しては、唯一の方法として収集運搬許可業者に廃棄依頼（有料）することを案内しているが、その他の選択肢がなく廃棄をためらわれる現状もあり、災害廃棄物等の減量化の観点からも、現況のごみ処理における課題の一つである。

### 2 目的等

自分で可燃物と不燃物に分解するができないために廃棄に困っている方に対して、収集運搬許可業者に依頼する以外の選択肢を提供することによって、混合粗大ごみ廃棄に係る市民の負担軽減及び災害廃棄物等の減量化等を図ることを目的として混合粗大ごみの特別収集を実施するに当たり、次のとおり実証事業を実施する。

### 3 実証事業について

- (1) 実施期間  
令和4年10月～令和5年3月（6か月間）
- (2) 実施対象地区  
米子市クリーンセンター周辺地域（加茂・河崎・夜見地区）
- (3) 実施内容  
混合粗大ごみを米子市クリーンセンターに持ち込んでいただき、ストックヤードで回収する。回収後は、混合粗大ごみをできる限り資源化することが可能な処理業者に委託して処理する。
- (4) 実証事業の目的等  
混合粗大ごみの種類及び排出量の見込みを把握することにより、全市的な排出量を推計する。また、回収及び処理のノウハウ等を得ることなどにより、全市展開することが可能な仕組みの検討に資することを目的とする。

検証項目		備考
①	混合粗大ごみの排出量	事業規模及び事業実行性を検証するため。
②	混合粗大ごみの種類	処理対象物の設定について検証を行うため、分別が容易にできそうなものは、その理由を確認する。
③	適正な回収の安全性確保策	クリーンセンター敷地内における動線の安全性及び実費相当徴収額の受渡しなど回収方法について検証する。
④	処理経費	処理に係る経費算出。
⑤	市民アンケート（排出された方への聞き取り）	事業効果及び事業実行性の検証のため、次の項目の聞き取り。 ・今まで廃棄しなかった理由 ・本事業に対する評価 など

(5) 処理に要する費用の徴収について

処理に要する費用は実費相当を徴収する。徴収額については現在調整中。

(6) 周知方法

- ・各自治連合会の自治会長会で周知を図り、回覧等の依頼を行う。
- ・ホームページによる周知 など

(7) スケジュール（案）

令和4年5月18日	一般廃棄物減量等推進審議会（第1回）において概要説明
令和4年7月	市議会（民生教育委員会）において事業説明
令和4年8月	一般廃棄物減量等推進審議会（第2回）において徴収額を検討
令和4年8月～9月	加茂・河崎・夜見地区の自治会長会において事業説明。
令和4年10月～	加茂・河崎・夜見地区を対象に実証事業を開始（10月～3月） ホームページで周知を開始
令和5年4月以降	実証事業の検証を行い、全市展開に向けた課題整理等を行う